

資料 1

令和6年10月1日
ごみ処理施設等調査
特別委員会
ごみ処理施設整備課

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会の 検証結果及び地元対応について

1 一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会の検証結果について

(1) 委員構成

検証委員会の委員構成は、以下のとおりです。

委員名	職名等	備考
崎田 省吾	広島工業大学 環境学部 地球環境学科 教授	委員長
大橋 唯太	岡山理科大学 生物地球学部 生物地球学科 教授	副委員長
城 惣吉	島根大学 生物資源科学部 農林生産学科 助教	
周藤 将司	松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 准教授	

(2) 審議の経過

検証委員会の審議の経過は、次のとおりです。

開催回	開催日	審議等の内容
第1回	R 6. 7. 8	・委員会運営の方法の審議 ・委員会の設置に至った経緯及び候補地選定経過の説明 ・検証内容及び方法の審議（用地選定委員会から検証することを求められた検証事項について、検証項目を設定することを決定）
第2回	R 6. 7. 16	・設定する検証項目及びそれに対する検証方法の審議（設定する検証項目及びそれに対する検証方法を決定）
第3回	R 6. 7. 22	・検証項目の審議 ①第3回用地選定委員会で概成した候補地評価基準（案）の妥当性 ②第4回用地選定委員会において評価基準の表記方法及び評価基準の選択肢の数に変更されたことの妥当性
第4回	R 6. 7. 29	③候補地評価基準におけるUPZの取扱いの妥当性 ④第7回用地選定委員会における最終候補地評価に関する基準（対象候補地の基準及び調査目的が変更されたこと）の妥当性 ⑤最終候補地評価における調査項目の設定の妥当性
第5回	R 6. 8. 6	⑥最終候補地評価における優位性の判定方法の妥当性 ⑦最終候補地評価における優位性の判定結果の妥当性 ⑧最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの妥当性 ・見解が相違する項目に関する組合の見解の妥当性の審議（上記検証項目の審議に合わせて審議）
第6回	R 6. 8. 20	・検証事項の審議（検証結果の総括） ・報告書(案)の審議
第7回	R 6. 8. 29	・報告書(案)の審議（決定）

(3) 検証委員会による検証結果の概略

① 用地選定委員会による建設候補地選定結果に関する検証結果

検証委員会は、意見調整委員会から提出された意見書において検証することが求められた以下の検証事項について、その合理性、適切性及び客観性を詳細に検証した結果、いずれも妥当なものであり、用地選定委員会による建設候補地の選定は合理的に行われたものと考えた。

したがって、検証委員会は、用地選定委員会による建設候補地選定結果に疑義が生じるものではないと考えたことから、用地選定委員会の答申は有効になり得るものと考えた。

[意見調整委員会から検証することを求められた項目]

- ・候補地評価基準の妥当性
- ・最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法の妥当性
- ・最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準の妥当性

② 見解が相違する項目に関する組合の見解に関する検証結果

見解が相違する項目（意見調整委員会において、組合が見解を述べてもなお、彦名校区自治連合会の理解が得られなかった項目）に関する組合の見解について検証した結果、いずれも妥当なものと考えた。

[見解が相違する項目]

- ・最終候補地評価における生物調査の必要性
- ・最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性
- ・最終候補地評価における交通量調査に関する評価結果の妥当性
- ・最終候補地評価における埋蔵文化財に関する評価の必要性
- ・UPZ の評価の必要性
- ・最終候補地評価における相対評価の妥当性
- ・最終候補地評価における防災面の評価

③ 付帯意見

検証結果を地元住民に説明する際は、この報告書を簡潔にまとめた資料を作成するとともに、必要に応じて検証委員会における審議の際に使用した資料を抜粋して説明資料に加えるなどにより、建設候補地の選定について地元住民の理解が得られるよう分かりやすい説明に努められたい。

なお、令和6年9月17日に検証委員会委員長より提出された報告書の概要は、別添資料のとおりです。

2 今後の地元対応について

(1) 中間処理施設

報告書の内容などに関する地元説明を行うことについて、要求書の提出者である彦名校区自治連合会と協議したいと考える。

(2) 最終処分場

報告書の内容などに関する地元説明を行うことについて、2自治会は説明会（非公開）を開催し、2自治会は資料配布することで調整済み。

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会による 検証結果の概要について

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会（以下「本委員会」という。）から提出された「鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会による新しい一般廃棄物処理施設建設候補地の選定結果に関する検証結果報告書」の概要は以下のとおりです。

第1 検証結果（結論）

本委員会は、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設用地選定委員会（以下「用地選定委員会」という。）における用地選定の経緯及び鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会（以下「意見調整委員会」という。）から鳥取県西部広域行政管理組合（以下単に「組合」という。）へ提出された意見書の内容を確認したうえで、検証すべき事項を以下のとおり決定した。

これに加えて、意見調整委員会において、組合が見解を述べてもなお、彦名校区自治連合会（以下「自治連」という。）の理解が得られなかった項目（以下「見解が相違する項目」という。）に関する組合の見解についても、関連する検証事項の審議に合わせて検証を行うこととした。

[検証委員会において検証した事項]

検証事項	見解が相違する項目
1 候補地評価基準の妥当性	・UPZの評価の必要性
2 最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法の妥当性	・最終候補地評価における生物調査の必要性 ・最終候補地評価における文化財に関する評価の必要性 ・最終候補地評価における防災面の評価
3 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準の妥当性	・最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性 ・最終候補地評価における交通量調査に関する評価結果の妥当性 ・最終候補地評価における相対評価の妥当性

検証事項について、組合の候補地評価基準と他の自治体の候補地評価基準を比較し、また、用地選定委員会の会議資料を改めて確認することにより、用地選定委員会による建設候補地選定結果の合理性、適切性及び客観性について、詳細に検証を行った結果、用地選定委員会においては、適切な候補地評価基準に基づき、客観的な評価により審議が進められたものと認められた。

また、廃棄物処理施設の建設候補地の選定にあたっては、定性的なものを含めて総合的に建設候補地としての優位性を判定することが必要であり、建設候補地の選定プロセスとしては適切なものであったと考えた。

したがって、本委員会としては、用地選定委員会による建設候補地選定結果に疑義が生じるものではないと考えたことから、用地選定委員会の答申は有効になり得るものと考えた。

また、見解が相違する項目に関する組合の見解について、意見調整委員会における自治連の意見及びその意見に対する組合の見解を確認することに加え、組合の候補地評価基準と他の自治体の候補地評価基準との比較や用地選定委員会の会議資料を確認した結果、本委員会としては、組合の見解は合理的なものであることから、妥当なものであると考えた。

第2 結論に至った理由

1 本委員会において検証することとなった経緯

意見調整委員会から提出された意見書において、用地選定委員会による建設候補地の選定結果の妥当性を検証することが求められたため。

2 本委員会における検証の進め方

本委員会は、自治連が疑義を抱いている最終候補地評価に関する妥当性を検証するにとどまらず、建設候補地の選定プロセス全般についても検証することで、用地選定委員会による建設候補地選定結果における疑義の有無を確認することとした。

また、意見調整委員会から提出された意見書には、見解が相違する項目について言及されていなかったことから、見解が相違する項目に関する組合の見解についても検証することとした。

[検証委員会において検証した事項及びその理由]

検証事項	検証することとした理由
1 候補地評価基準の妥当性	候補地評価基準は、候補地選定の基準となるものであり、その検証結果によっては候補地選定の結果が変わり得るものであるため。
2 最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法の妥当性	自治連から提出された要求書に記載されている事項の多くが最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定結果に関するものであったため。
3 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準の妥当性	意見調整委員会から提出された意見書において、最終候補地選定における総合判定の基準の明確化について指摘があったため。
見解が相違する項目に関する組合の見解	建設候補地選定に関する自治連の理解を得るためには、見解が相違する項目に関する組合の見解についても検証する必要があると考えたため。

3 検証事項の検証結果

検証事項を詳細に検証するため、それぞれの検証事項において検証する項目を設定し、検証した。

(1) 検証事項1 候補地評価基準の妥当性

組合の候補地評価基準と他の自治体の候補地評価基準を比較などした結果、第3回用地選定委員会の段階で廃棄物処理施設の建設候補地を選定するための基準として必要な評価項目は網羅され、その後の変更も合理的なものであったことから、妥当なものであると考えた。

[検証項目]

ア 第3回用地選定委員会の時点における組合の候補地評価基準（案）の妥当性

イ 第4回用地選定委員会における評価基準の表記方法及び評価基準の選択肢の数が変更されたことの妥当性

ウ 候補地評価基準におけるUPZの取扱いの妥当性

エ 第7回用地選定委員会における最終候補地評価に関する基準（対象候補地の基準及び調査目的が変更されたこと）の妥当性

(2) 検証事項2 最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法の妥当性

最終候補地評価の調査項目は、地元住民の理解の重要性、都道府県の環境影響評価条例に基づく手続き及び地元説明会における意見を踏まえて設定されており、優位性の判定方法は、調査項目を設定した考えに沿ったものであったことから、妥当なものであると考えた。

[検証項目]

- ア 最終候補地評価における調査項目の設定の妥当性
- イ 最終候補地評価における優位性の判定方法の妥当性

[参考：最終候補地評価における評価項目]

対象候補地	評価項目
中間処理施設の候補地	生物、大気、悪臭、騒音・振動、景観、交通量及び埋蔵文化財
最終処分場の候補地	生物、大気・悪臭、騒音・振動、景観、水質、地下水の流向、井戸の設置状況及び埋蔵文化財

(3) 検証事項3 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準の妥当性

各評価項目の優位性は、評価項目を設定した考えに照らし合わせて合理的に判定されており、建設候補地の順位付けは、合理的な候補地評価基準に基づき客観的な視点をもって一次・二次評価され、最終候補地評価において合理的に設定された評価項目について優位性が判定されたものであったことから、適切なものであると考えた。

[検証項目]

- ア 各評価項目における優位性の判定結果の妥当性
- イ 最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準の妥当性

[参考：最終候補地評価の各評価項目における優位性の判定]

<中間処理施設>

評価項目	尾高・日下地内	彦名町地内
生物		○
大気		○
悪臭	—	—
騒音・振動	○	
景観		○
交通量		○
埋蔵文化財		○

<最終処分場>

評価項目	新山・陰田地内	尾高・日下地内
生物	○	
大気・悪臭	—	—
景観	○	
水質	○	
地下水の流向	○	
井戸の設置状況	○	
埋蔵文化財	—	—

4 見解が相違する項目に関する組合の見解に関する検証

(1) 最終候補地評価における生物調査の必要性

一次評価をする際に希少種に関する事務を所管する鳥取県の担当課から得られた事業実施想定区域における希少種に関する情報に基づき、生物調査を最終候補地評価の項目とされた組合の見解は、適切なものであった。

(2) 最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性

地域の代表的な景観（大山）に与えるインパクト及び地域の生活道路の通常の走行に関する景観への影響を評価され、影響がより小さい米子市彦名町地内に優位性があると判定されたことは、合理的なものであった。

(3) 最終候補地評価における交通量調査に関する評価結果の妥当性

各地区の地元説明会における地区周辺の交通への影響を懸念する意見に応じ、搬入車両の影響による調査対象地周辺の通行車両の増加率及び混雑度を予測した結果、影響がより小さい米子市彦名町地内に優位性があると判定されたことは、合理的なものであった。

(4) 最終候補地評価における埋蔵文化財に関する評価の必要性

埋蔵文化財調査の必要可能性及び想定される調査期間を事前に把握するため、埋蔵文化財を最終候補地評価の項目とされたことは、適切なものであった。

(5) UPZの評価の必要性

全国のUPZ内に設置されている可燃ごみ処理施設(42施設)においても、用地選定の際にUPZを考慮されていなかった状況を鑑みると、最終候補地評価においてUPZを評価項目とされなかったことは、適切性を欠くものではなかった。

(6) 最終候補地評価における相対評価の妥当性

廃棄物処理施設の建設候補地の選定にあたっては、定性的なものを含めて総合的に建設候補地としての優位性を判定することが必要であり、最終候補地評価を点数評価(絶対評価)ではなく、相対評価によるものとされたことは、合理的なものであった。

(7) 最終候補地評価における防災面の評価

最終候補地調査の調査項目は、鳥取県環境影響評価条例に規定されている項目及び地元説明会における意見に対応する項目が設定されており、防災性に関する項目は、これらに該当する項目ではないこと及び防災性に関する項目は一次評価において評価されていることから、最終候補地評価において防災面の評価をされなかったことは、適切性を欠くものではなかった。

第3 検証結果のまとめ

1 用地選定委員会から組合に提出された答申の有効性について

用地選定委員会においては、適切な候補地評価基準に基づき、客観的な評価により審議が進められたものと認められた。

また、廃棄物処理施設の建設候補地の選定にあたっては、定性的なものを含めて総合的に建設候補地としての優位性を判定することが必要であり、建設候補地の選定プロセスとしては適切なものであったと考えた。

以上のことから、用地選定委員会による建設候補地の選定は合理的に行われたものと考えた。

したがって、本委員会としては、用地選定委員会による建設候補地選定結果に疑義が生じるものではないと考えたことから、用地選定委員会の答申は有効になり得るものと考えた。

2 見解が相違する項目に関する組合の見解の妥当性について

見解が相違する項目に関する組合の見解について、その合理性、適切性を検証した結果、いずれも妥当なものであると考えた。

付帯意見

検証結果を地元住民に説明する際は、この報告書を簡潔にまとめた資料を作成し、必要に応じて本委員会で使用した資料を抜粋するなどして、地元住民の理解が得られるよう分かりやすい説明に努められたい。